

第五十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十九号

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 蔵内 修治君

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 天野 光晴君

理事 田中 正巳君

理事 藤本 孝雄君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 粟山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 川崎 寛治君

理事 佐藤觀次郎君

理事 西風 勲君

理事 山本 政弘君

理事 大橋 敏雄君

出席國務大臣

労働大臣 早川 崇君

出席政府委員

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁事務 部長 江藤 淳雄君

郵政省人事局長 山本 博君

労働大臣官房長 辻 英雄君

労働省労政局長 松永 正男君

労働省労働基準 局長 村上 茂利君

労働省職業安定 局長 有馬 元治君

委員外の出席者

日本電信電話公 社職員局長 村手 義哉君

専門員 安中 忠雄君

六月九日

委員山口敏夫君及び川崎寛治君辞任につき、その補欠として赤城宗徳君及び山崎始男君が議長 の指名で委員に選任された。

同日

委員赤城宗徳君及び山崎始男君辞任につき、そ の補欠として山口敏夫君及び川崎寛治君が議長 の指名で委員に選任された。

六月八日

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法 の規制に関する法律を廃止する法律案(田畑金 光君外二名提出、衆法第一九号)

同日

清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出第二三八 号)

本日会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正す る法律案(内閣提出第四三三号)

○川野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一 部を改正する法律案を議題とし、審査を進めま す。

質疑の申し出がありますので、これを許しま す。島本虎三君。

○島本委員 いま議題になっております駐留軍関 係離職者の問題について次の数点にわたって具体 的に聞いてまいりたいと思います。私が聞きたい のは、観念的な問題ではなく、具体的な問題に

きようはなりますので、できたら数字をもってお 答え願いたいと思うのです。

まず第一に、二十有余年間の基地労働者の中 で、人員整理その他によって相当職を離れている 人があるわけでありまして。これに対して、政府も 相当手を打っているものである、こういうふうな 思っておるわけでございます。現在、離職した人 の数と再就職した人の数を具体的にお知らせ願ひ たいと思います。

○有馬政府委員 最近十一年、すなわち三十二年 度からの離職者の数は二十一万三千四百二十二名でござい ます。これらの離職者のうちで安定所に求職 を申し込んだものが十七万八千四百十二名、そこ で、この求職申し込み者のうちで就職したものが 四万九千八百七十七名でございます。

○島本委員 そのほかの十三万有数の数は、どう いうふうになっておりますか。

○有馬政府委員 これは自営をしたり、あるいは 引退をしたり、それから自分で就職先を見つけて 自己就職したりというふうなことで、離職後の生 活をやっておるのだらうと思ひます。

○島本委員 駐留軍の離職者を政府、公共企業 体、民間産業、こういうような方面に優先雇用す ることについて当然相当程度の計画があつたよう に承つておつたのです。しかしながら、いま聞き ますと、自営、引退、自分で就職、こういうよう なことになっておりますと、政府、公企体、こう いうような方面には全然ないことになっておりま す。これは少しおかしいじやありませんか。

○有馬政府委員 政府機関に対する採用計画は、 三十九年度と四十年度に立てまして実施したた わけでございますが、その実績によりまして、三 十九年度が計画数が五百八十名で実績が百三十六 名、四十年度は四百四十七名で実績が百二十二 名、こういう状態で必ずしも計画と実績がうまく

かみ合つておりませんけれども、今後においてさ らに政府機関への再就職のあつせんを強力に続け てまいりたい、かように考えております。

○島本委員 いま調査報告を具体的にしてみたい ましたが、自営、引退、自分で就職という方面に 重点を置いているが、肝心の駐留軍離職者を政 府、公企体、この方面へ優先雇用するということ についても、計画的に行なわれておつたと明らか に私としては聞いておつたのです。しかし、やは り全然ものの数でないような数字がいま発表に なつておらない。そうなりますと、政府の計画と 具体的なこの数字とは、ずいぶん隔たりがあるよ うに思ふのです。

労働大臣、政府のほうでは、積極的に駐留軍離 職者を政府、公企体その他の政府機関で雇ひ入れ る、こういうようなことに対しての努力がな されてないように私は思ふのです。これはいまま で数年にわたつて計画的に行なわれておつたので すが、最近になってこういう傾向がなくなつた、 こう思つておりましたところが、以前からはとん どのもの数にならないような程度しか採用してお らないという結果がいま証明されたのです。この 結果は、やはり大臣としても相当怠慢のそしりを 免れないのじやないかと思うのですが、いかがで すか。

○早川國務大臣 各省によりまして、雇用計画達 成率の悪いところがございますが、防衛庁とか あるいは農林省あるいは地方公共団体というもの は、かなりの計画達成率を示しておることは事実 でございます。ただ駐留軍関係のほうは、非常に 中高年齢層が多いものですから、その仕事の性質 上、採用計画達成率が非常に悪い役所もございま す。今後ともひとつ努力をしてまいりたいと 考えております。

○島本委員 仕事の性質上ということでありませ

から、これはなかなか意味の深いことばでござい
ます。

念のために聞いてみたいのですが、電電公社で
いままです身体障害者を採用しておった例があるう
かと思ひます。それから炭鉱離職者を労働省の指
示によつて採用しておった向きがあるうかと思ひ
ます。電電公社の関係の人おりますか。——御答
弁願ひます。

○村手説明員 炭鉱離職者につきましては、昭和
三十八年度におきまして六十八名、三十九年度に
おきまして六十名、四十年年度におきまして三十
名、合せて約百六十名の雇用をいたしてござ
います。仕事の内容につきましては、線路外務職
あるいは電信外務職が大体主体になってございま
す。非常に評判がよろしいようでございします。

それから身体障害者につきましては、昨年度か
ら委員会を設けまして、本年度新規雇用の中に
入つておりますが、現在東京電気通信局におきま
して志望者を募集いたしまして、約百七十名の志
望者が出ておまして、大体その中から六十名を
採用するつもりでございします。引き続きまして全
國的な募集に入りまして、本年度におきまして約
三百名程度の雇用をいたしたいと存じてございま
す。それから来年度及び再来年と引き続きまして、
千名強の身障者を雇用をいたしたい、こういう考
え方でございします。

○島本委員 郵政省では、やはり石炭産業に従事
しておつた中高年齢層の人を計画的に採用したこ
とがあると聞いておりますが、その結果について
発表を願ひたいと思ひます。

○山本(博)政府委員 方針をいたしましては、た
だいま電電公社から答えがありましたように、三
十八年以降毎年郵便の外務員の職種に充てまし
て、炭鉱離職者の方々を受け入れております。現
在までの数字をはつきりたいたいまデータを持って
おりませんが、毎年東京、大阪、名古屋、北九
州、そういう大きな都市で需要も大きく、また宿
舎の設備もあるというところずつと採用してき
ております。最近におきましてはやや志望者が

減つてきておりますので、昨年あたりはごく少数
しか採用いたしておりませんが、採用後の勤務条
件あるいは健康条件、そういうものは全般として
は非常に優秀な人材であるというふうに私たちは
受け取つております。

○島本委員 そのほかにも政府機関に採用してい
る向きがあるということも聞いておつたのです。
しかしいまここではつきり数字まで出されまし
たように、中高年齢層の人たちであつても、ことに
就職が最も困難だといわれておる身体障害者の人
たちや、また技能の点で、ことにこの仕事の性質
上、これは困難であろうと思はれておるところの
炭鉱離職者のこういう人でも、政府機関またはそ
れに準ずる機関においてそれぞれ計画的に採用し
ておるのです。そうなつてみますと、労働大臣は
いま中高年齢層の人であり、仕事の性質上これは
困難だといふことですが、困難な事態をもうす
でに克服して、りっぱにいままで採用しているじや
ありませんか。そうすると労働省は、駐留軍労働
者に限つて世話してやるといふ意思が希薄であ
る、こういうふうな考えられるのです。もしそう
でないとするならば、いまの答弁はうそを言つた
ことになるのですか。これは大臣に答弁を求め
る前に、なぜこういうような他の方面では十分効果
をあげているのに、この政府雇用というものを積
極的にやらなかつたのか、防衛施設庁長官に承り
たいと思ひます。

○小幡政府委員 この問題につきましては、先ほ
ど労働省からも御答弁がありましたとおり、従来
努力してまいつたところでございしますが、その土
地土地に適當な職場があるかないかという問題も
一つございします。また職種の問題あるいは中高
年齢層といったいろいろな問題がございまして、
相當の努力にもかかわらず著しい成果はあげてお
りませんけれども、われわれとしましては労働省、
総理府を中心に相當の努力をやつてもらつておる
ものと考えております。なお、防衛庁も自分のと
ころでございしますので、先ほど労働省からお話
しありましたとおり、率先してある程度の努力はし

てきたつもりでございします。

○島本委員 どうも長官の答弁は、文章にすると
ほんとうにりっぱな日本語になっていまして、内
容はさっぱりないですな。これは政府答弁として
はいいかもしれませんが、しかしそういうような
ことによつて満足できないのは駐留軍労働者で
あつて、おそらくはここに法案を出した、こうい
うようなことは、いま私が申し上げましたような
努力をあなたが怠つたから、今度自営するために
必要な保証をやらうとか、いま中小企業が
ばたばたつぶれて、いまだうしても困ると
きに、そつちのほうをやるのに、資力がなければ
貸してやるとかいろいろなあつせんをしようとし
ては、これははきいであつても、政府機関、公
企業に対する優先雇用、こういうようなことにつ
いて口でははつきり言ひながら、その努力は
さつぱり実つておらないのです。そういうような
ことでは困るのです。私どものほうとしては、こ
ういうような問題についてはもう少し実のある
ような努力を長官にしてみられておかないと困
るのです。ここにきてきいかな答弁だけでも、こ
れは努力したけれども結果がだめだつた、こんな
ことを百万べん言つても事態の解決になりませ
ん。ほかのところではちゃんをやつておるの
です。いま電電公社が、身体障害者まで一千名も採
用しているのです。またする計画なんです。とこ
ろがあなたのほうは、りっぱに中高年齢層の人で
あつても技術を身につけておる人なんです。そ
してそれが政府機関またはそれに準ずる機関にそ
れを望んでいるにもかかわらず、どうしてそうい
う努力はやらぬのですか。あなたのほうはそうい
うような労働者としてやる資格のない、価値のな
い労働者ばかりなんです。今度はりっぱな日本
語でなくてもいいから、誠心誠意答えてくださ
い。

○小幡政府委員 先ほど申しましたように、その
土地、つまり場所の問題もございします。その土地
に、そういう御本人が希望なさるところに官庁が

あるかないかというような場所の問題は、相當
ネックになつておることを聞いております。それ
からまた職種、中高年齢層というような問題がご
ざいしますが、官庁の側にもこの数年来欠員不補充
というふうな一つのチェックがございまして、両
者の出会いがなかなか困難でございました。それ
にもかかわらず、総理府では、いろいろ労働省そ
の他を中心に努力してまいつたのでございします。
そういうような状況でいまのような成績をおさ
めておるわけにございします。われわれとしまして
も、決してこれを忽諾に付しておるわけではござ
いしませんので、その点はひとつ御了解を願ひたい
と思ひます。

○島本委員 しかし、もう少しあなたはつきり答
えてください。そうでないといふ私は一日じゅう
やつています。そうでなければ、早く終わるよ
うにといま理事からも連絡があつたのに、これ
じゃ困るのです。あなたが言つた中で、長官
そういうふうに言つておられます。もう雇用す
る場所もない都市はないのです。もう雇用す
る場所もない都市はないのです。いまあ
なたが来てからでせう、郵政省関係と電電公社
関係との雇用の計画を発表された。これはりっぱ
です。そういうようなことがあなたのほうで
きない理由はないし、いま労働大臣も、その点は
今後努力しますと言つたばかりなのに、あなたは
何を聞いているのですか。もう少しその点では、
今後年次計画を立てて、具体的に労働省当局と打
ち合はせて、それを実現させるのかさせないの
か、これをはつきりしてください。

○小幡政府委員 幸ひここ数年は大量整理がござ
いまして、いろいろ官庁へ折衝していくとい
う状況ではございせんが、ただいまの御意見も
ございしますし、われわれとしましては、今後とも
ひとつ労働省にもお願いいたしまして、年次計画
をつくりまして努力したいと思つております。
○島本委員 労働大臣のそれに対する所感を
承つておきたい。
○早川國務大臣 労働省をいたしましては、ほか

の失業者と違ひまして、特別に駐留軍関係離職者の臨時措置法を設けまして、失業者に対して特段の配慮をいたしておるわけでございます。今後とも政府機関に対する就職をひとつ促進し、身障者に対しましては一・五％という雇用率を設定いたしまして、電電が少しくおれておりましたが、今回千人やっていたに非常に喜んでおるわけでございます。防衛施設庁ともよく御相談をいたしまして、最近首切りの失業者というのは非常に少ないわけでございますから、さして困難な問題とは思いませんので、防衛施設庁とも相談しながら、できるだけ政府機関の余裕のあるところには就職させていくというように努力をいたすつもりでございます。

○島本委員 それで大体わかりましたから、ちよつと防衛施設庁長官に伺いますが、十八歳未満の人を基地労働者として雇うということについて、長官はどのように思っていますか。

○小幡政府委員 最近御承知のような労働力の不足からいたしまして、どうしても十八歳という一つの境目ははずして募集せぬと労働の充足ができぬということを経営者が要求してまいりまして、現在検討しておりますが、組合側としましては、そういう若い人を職場へ入れて、不安定な職場で将来を託するのは困るというふうな意見も出ましまして、現在慎重に検討中でございますが、両方の意見をよく聞きまして善処したいと考えております。

○島本委員 在日米軍当局のほうから、最近のベトナム戦争状態が激しくなるにつれて、労働者が若干不足してきておる、こういうようなことから艦船などの修理について米軍基地で働く日本人労働者がどうしても不足がちであるから、防衛施設庁長官に対して、今度日米基本労務契約の一部改定して十八歳未満の日本人まで雇えるようにしたいという申し入れが行なわれたというのを聞いておるのです。これは、何人くらい、と申しましたもなんですけれども、これはもう相当程度、こういうふうになったら、十八歳未満の人も雇われ

る可能性があるのじゃないか、こう思われるのですけれども、しかし、これに対して長官がやるものやらないもの——考慮中である、こういうような答弁のようでありまして、防衛施設庁へ米軍当局からこれを雇いたいという申し入れが来た、この内容についてはつきりしてもらいたいと思ひます。

○小幡政府委員 ただいま申しましたように米軍のほうから、一般的な労働逼迫という情勢にかんがみまして、十八歳未満の者を相当に入れてほしいということをお内々打診してきておるといふことは事実でございます。どれくらい採用するかというところは明確にしておりませんが、現在の米軍の雇用予定数から見ますと、そう大きな数字ではない。そういう道を開きたいというほどの意味であらうかと考えております。しかし、それにいたしまして、一つの新しい問題でございます。先ほど申し上げましたように、労組ともよく相談しながら慎重に検討したいと思っております。

○島本委員 しかし、この問題については、年少者であるという点で、弾薬の取り扱いだとか、そういうような方面の単純労働のほうに使用したい、こういう考え方で考慮しているということになれば、これはだいたい大きな問題じゃないか、こういうふうに思ひます。向こうから来た申し入れの内容、どういふような仕事の内容であるのかひとつ発表願ひたいと思ひます。これはちよつと聞いておかなければなりません。

○江藤政府委員 特に米軍のほうから職種を指定して十八歳未満の労働者を入れたというふうな申し出はございません。

従来米軍が日本に駐留して以来、十五歳以上の者を実際に採用しておったのでありますけれども、三十二年に基本労務契約を結ぶ際に、十八歳以上ということにいたしましたのでございます。現在の在日米軍の使用としての状況から見ますと、もうすでに雇用のいろいろな日本の労働法令関係の適用にもなれてまいりましたので、十八歳未満

の者を米軍の基地に就労しても、さして問題はないのではないかとというような感じもいたしまして、そういうような関係から現在検討いたしておりますが、職種の指定というものは別段ございせん。

○島本委員 そうした場合には、職種の指定というものはないとすると、弾薬運搬とか、工員関係とか、また、そういうようなことに対して発表されるわけはないのですけれども、指定が全然ないのに、こういうようなのが新聞に発表されるなどということは少し私としてはおかしい。わからぬのです。したがって、その内容を聞いてみても、何も指定されない、こういうふうなことでとすると、そのことを信じていいのか悪いのか、私、わかりません。長官、ほんとうに向こうから来たのは内容を全然示さないで、単に十八歳以下の者を雇用したい、こういうふうな言ってきたにすぎないのですか。こういう方面に使用したいという、こういう申し入れの趣旨はないのですか。

○小幡政府委員 ただいま労働部長から御答弁申し上げましたとおり、職種の指定はございません。

○島本委員 それを、採用する方面に検討中なのですか。採用しない方面に検討中なのですか。

○小幡政府委員 もし了解が得られれば、また可能であると判断すれば、認めてもいいのではないかと、という見地からやっておりますが、なお意見もありますので、さらに慎重を期したいと思ひます。

○島本委員 これは慎重を期さなければならぬ問題だと思ひます。十八歳未満となつたら中学校を卒業した程度の十五、六歳の者でも雇用される。そうなつたら、まずその身分とか将来性はどうなるのですか。このあたりも十分考えなければならぬと思ひます。こういうような点は考えておられますか。

○小幡政府委員 もちろんそういうことに踏み切

は将来とかいうこともよく考えて、現在一部に不安視されておる、若年労働者を入れて、それをスボイルするというようなことのないようになつてうでいける方法があるかどうかという点を検討しておるわけでありまして。

○島本委員 組合のほうはこれに対してどういう意見を持っておりますか。

○小幡政府委員 組合のほうでは、先ほども申し上げましたように、終身の職場でございまして、不安定な職場であるという趣旨では不安定な職場であるということが一つ。それから軍の業務でありますので、日本人のもとで働くのと違つて、いろいろな気づかいもあるうかという点から、できたらひとつ中高年層を雇つたらどうかというふうな意見も出ておりますが、肝心の中高年層を雇うというふうな場面ではないような性質の問題と思ひますので、その点は、組合の意見は大部分はわかりましたが、最後の中高年層を雇うということ、代案とはなり得ないのではないかと、というふうな考えをしております。

○島本委員 組合とよく話し合つて、組合はおそらくは働く人たちの生命も、それから待遇も将来もいろいろ考へて交渉に応じておるはずですから、十分それと納得の上でないと、こういう計画は軽々に取り上げべきではないと思ひます。これに対して労働大臣はどのように思ひますか。

○早川国務大臣 施設庁長官の言われたように慎重に検討してまいらなければならぬ問題だと思ひます。

○島本委員 施設庁のいままでのいろいろな状態を見ますと、口ではいろいろなことを言つても、實際それをそのままやっていたのかい、その結果に対して私はほんとうにはがゆい思いがするのです。どうしてあなたはやつてもいいことなら堂々とおやりにならないのか。現在駐留軍の労働者は一生懸命働いておる。今度やめる人のためにこういうような法案を出しになろうとする、これはいいです。一生懸命考へてやるのはいいです。ただ全面的によくはないですよ。もっとほか

に方法があるのですけれども、ほかの方法を講じないで、これ一本にしぼってやっていますから、怠慢のそりは免れません。しかしながら、出さないよりは出したほうがいいです。しかしながら、いままでいろいろあなたの手元でやってきたのは、どうも宙ぶらりんであつてはつきりした確信がないように思われる。いまの場合には、就業規則というようなものが、あなたが雇用しておるその職場にありなんですか。

○小幡政府委員 従業員の約八割を占めています。昭和四十年の七月、労働基準法に基づく所定の手続を経ました上で就業規則を制定しております。そのほかのいわゆる諸機関従業員につきましては、おのの諸機関の規模、職務内容が千差万別でございますので、就業規則の制度につきましては、お技術的に検討を要する問題がございますので現在協議中であります。一部のごく少数の船員につきましては、船員契約で労働条件が詳細に定められております。従業員に周知しておりますので、さしあたり問題は生じておりませんが、なおこれも制定いかんについては検討したいと思っております。

○島本委員 労働大臣、就業規則は何人以上の職場につくるように言つてあつたのですか。

○村上(茂)政府委員 就業規則は、常時十人以上の労働者を使用する使用者に対して義務づけられております。

○島本委員 駐留軍労働者は何人雇つていますか。

○小幡政府委員 概数で申しますと、一般の基本労働契約が約四万名、それから諸機関が一万名船員が約二百名ぐらいでございます。

○島本委員 それで、就業規則もないところに労働者が働いているようですが、労働大臣、これでもいいのですか。

○村上(茂)政府委員 駐留軍労働者の問題につきましては、たとえば就業規則の作成につきましても、事業場ごとに就業規則を作成するというの

で、全駐留軍労働者一本に扱うというたてまえにはなっていないわけです。各事業場、たとえば国鉄ですと管理局ごととか、いろいろな分け方がございまして、国鉄とか、電電、郵政といったような全国的な組織、そういう場合には事業場単位をどうとらえるかという問題がございます。

そこで、いま先生御指摘の就業規則の問題も、十人以上というところから、これは全駐留軍労働者をとりこめていたしまして、当該企業における事業単位を中心にして、当該企業におけるわけでございます。ところが、これもまた先生御承知のように、各種の駐留軍労働者の作業態様がほぼ共通しているものですから、就業規則の型というものは、防衛施設庁のほうで一本につくつておりまして、そしてそれが各個の事業場に適用されるといったような関係になつておるわけでございます。したがって、就業規則の問題は個々の事業場の問題ではあります。駐留軍労働者のような就業形態から申しますと、その実質的内容は全国ほぼ画一的なものである、こういうふうに考えられるわけでございます。

しこうして、さらに問題なのは、その就業規則の内容となる事項が、実は基本労働契約といったような国の機関と軍の代表者との間に結ばれる契約で、その実質的内容が定まつておるわけでありまして、それがしかも一般労働者に明示されまして、労働者は大体承知しておるというふうな実態にございまして、にわかに一般事業場の場合と同じように扱えないという面がございまして、ただ、問題は、労働条件が明示されまして、労働者がよく知っているかどうかというのが、一番基本になるわけでありまして、そういう点で、基本労働契約という形で周知されているという実質を備えているということが申し上げられると存じます。

○島本委員 何と言おうと、一事業場で十人以下の事業場は駐留軍にはないように私は承知しているのです。それがはつきり明示されているのかい、ないのか、それは私は調べておりません。しかしながら昭和三十八年の段階で、労働大臣を経て、そして当時の防衛施設庁長官が、この就業規則が実施されていない点は遺憾である、これは直ちに実施しますと言つておるのです。その三十八年からいままで何年たつておるのですか。まだ依然として今後努力しますのだらうから、りっぱな日本語ばかりと言つても、内容が一つもないというのです。国会の議事録を出せというなら出しますよ。ここでいいかげんな答弁をされたら困るのです。やれないならやれないと言つたらどうですか。これを必ずやりますと言つたのは昭和三十八年です。議事録を出せといへば出しますよ。なぜそういうふうにして怠慢ばかりやつておるのですか。

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、私の基準局長に就任した後でございまして、それまでは非常に不明確でございました。この点、法の定むるところに従ひまして明確になくちやいかぬというのが私どもの基本的態度であります。しこうして、どんなふうになつたかと申しますと、従来手続がはつきりしていなかった、これを昭和四十年の七月には基準法所定の手続をとつてもらいたいというかねてからの労働省の要望にこたへまして、四十年の七月には、防衛施設庁のほうで大部分のものにつきては法定の手続をとつて、こういう形になつておるわけでありまして、十分でない点もあろうかと存じますけれども、三十八年当時お答え申し上げましたその線に沿つて極力努力はいたしてきつたつもりでございます。今後ともなお努力いたしたいと存じます。

○島本委員 三十八年当時、一人の運転手が多数の駐留軍の兵隊を乗せて、そして自動車で夜中の徴用にに応じて出ていったまま帰つてこない、そして死体になつて帰つてきたという事件があつたのです。こういうようなことを繰り返してはならないから、その内容を調べたところが、すでにあの労働協約は切れたまま再締結はしておらない、そして、はつきり法に定められておつたはずのあの就業規則さえも明示されておらない、そのま

に雇用され、そのままに出動させられておつた、こういうような事態がその時点でわかつたのです。人命が損傷されてからわかつたのです。そしてそれが三十八年からいままで、ちゃんとこれはやつておきますということが議事録に載つていたのです。それなのに、いまだにそれをやっていないというところになると、ほんとうにこれは困るじゃありませんか。そうすると、私を欺瞞したことになるのでございませうか。これは労働大臣に伺います。

○早川国務大臣 施設庁長官と基準局長がお答えしたとおり、大部分は四十年七月からやつておるというわけでありまして、一部にまだ不十分なところがあるという御答弁をいたしたわけでございます。一部の不十分なところはひとつ督促しまして、島本委員の強い御要望にこたへたいと存じます。

○島本委員 これは大臣が言つたのですから、何ものにもまさる確約でもあり、力だと思ひます。ほんとうにあなたの在任中に全部これは完遂してやつてほしい。在任中といつても、あなたはこれから何年やつてもいいのですから、ここ数カ月中にこれは完成させてやつてもらいたい、これを強く私は、この問題に限つて、要望しておきます。

それとあわせて、この政府機関並びにそれに準ずる機関に対して、いろいろと中高年齢層の駐留軍労働者を雇用させるというこの件についても先ほど答弁がありましたけれども、なお一そう力を入れてこの方面に努力してやつてほしい、こういうふうに思うのです。

私はきょうは一時間の時間を予定してあつたところ、何かの都合で、もういしかげんにやめたらどうだという注意がいまありました。半分ぐらいいしかげないのは困るのです。途中はんばでやるよりも完全なものをやつてやめたいのですけれども、労働協約はどうなりますか、労働大臣。

○早川国務大臣 大臣の約束は非常に重きをなすわけでありませう。私の約束したとおり実行させたいと思ひます。

○島本委員 いま言ったのは労働協約であります。三十二年十月以来切れておるのですが、これを要結させるというふうな答弁もございましたから、それに期待して、今後ともにその実行を私は心から望んで、これで質問をやめたいと思います。これに対して長官何か言うことがあったら、最後にあなた答弁してください。

○小幡政府委員 労働協約につきましては、就業規則とは別に、若干問題もございしますが、できるだけ努力したいと思っております。

○島本委員 終わります。

○川野委員長 次は淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 施設庁長官にちょっと伺いたいのですが、いま米軍の野戦病院というのが日本にどのくらいできておりますか。

○小幡政府委員 五カ所であります。

○淡谷委員 この野戦病院はいまベトナムに数かあるはずですが、労働者も不足しまして、看護婦などもかなり雇用されているようでございしますが、この野戦病院の看護婦というのは、一般駐留軍の労働者と同じように政府が雇用してその役務を提供しているのか、あるいはまた労働者があつておるのか、どちらなんです。

○小幡政府委員 お話のとおり、政府が雇用して提供しております。

○淡谷委員 一体、戦場という概念はどうなんです。野戦病院があり、武器の修理をし、補給をする。これは一体戦場の中に入っているのか入っていないのか。いま、まっすぐにベトナムの戦線から戦車とかその他の輸送車が入って、一般の委員会でも問題となりましたが、野戦病院は生きた人間をまっすぐ引っぱってくる。これは一体戦場内の仕事ですか、戦場の外の仕事なんです。

○小幡政府委員 野戦病院と俗称されてますが、現在日本には病院は改築したりいろいろやっております。野戦病院という名前は正式には使っていないと思いますが、われわれ、戦場とは考えておりません。

○淡谷委員 野戦病院とはこの前の委員会では長官

がみずからお答えになったことばなんです。野戦病院としてあるのです。一体、この野戦病院に連れてくる傷病者は、戦場の現地で一たん仮収容した者を連れてくるのか、戦場をじかに戦場から運んでくるのか。これはどうも、この前の委員会の議論の中では、もう非常にふえてきて、現地はむしろのこと、台湾でさえも収容し切れなくなつた、それで日本の内地にも野戦病院をつくつて収容しているという質問があり、答えがあつた。しかもベトナムは従来の二百五十床から、一カ所千床にふえているでしょう。五千床と、大体予定してやっておりますが、これは野戦病院ではないといいますが、戦場で傷ついた人たちはまっすぐに収容するならば、看板は何とかけようとも、野戦病院じゃないですか。その点はどうか。

○江藤政府委員 私からお答えしますが、野戦病院という表現がいかに戦場における病院のような印象を受けるのでありますが、これは技術的な表現でございまして、米軍の中におきましては病院にランクがございまして、一番大きなものはゼネラル・ホスピタル、つまり中央病院、その下に地区病院というのがございまして、その下のランクで第三段階のランクが、通称野戦病院というものでございまして、戦地と申しますか、紛争状態において実際に収容してこれを直接看病するような病院というものは、日本という避難病院、エバキエント・ホスピタルといいますが、そういう例がございまして、サージカル・ホスピタル・モビール、これが移動病院でございまして、そういう軍内における技術的なランクの表現で、通称第三ランクに該当するものを野戦病院という表現を使つておるだけであつて、現在日本にある病院としましては、陸海空軍でおのおの地区病院程度のもを相模原あるいは立川、横須賀というふうに、そういう組織のものを一つ持つておりまして、その下に野戦病院的なランクのものがあるということになつております。

○淡谷委員 短い時間ですからあまりわかり切つたことはお答えにならなくてよろしい。実

際はまっすぐ戦地から引っぱつてきておるでしょう。避難病院に収容しないものを相模原の病院に連れてきて病気があつかないか、二週間の間禁足して、その上で出しておるといふのが米軍の言い分でしょう。看板はどうあらうと、野戦病院です。

もう一つは、MSTSの問題です。MSTSに乗り組んでおる人たちはやはり在日米軍の労働者ですか。

○小幡政府委員 MSTSには私のほうで雇用しておるのがございしますが、政府雇用しておるほうは在日米軍の労働者でございまして、

○淡谷委員 LSTはこの前だいたいわかりましたけれども、MSTSの問題なんですが、これは政府が雇用して在日米軍に提供しておるんですか、あるいは一般米軍に提供しておるんですか。

○小幡政府委員 在日米軍に提供しております。

○淡谷委員 このMSTSがベトナム現地に行った場合に、在日米軍といえますか、どこへ行つても在日米軍ですか。

○小幡政府委員 先生御承知のように、安保条約に極東の平和、安全維持のために、直接極東そのものでなくとも、その周辺の関係の深い地区に在日米軍は輸送の任務を負つておるわけでありまして、その任務の範囲内におきましては船舶は行動し得るし、それに従事する範囲内で勤務を提供しておる。これは先生も御承知のようなことをしておるわけでありまして、

○淡谷委員 ジョンソン・ラインというのは正確に言うところをさすのですか。

○江藤政府委員 南ベトナムのドンホイから北緯十七度ラインを通り、東経百十一度ラインで交わる地点から南下しまして北緯十一度、東経百十一度ライン、さらに南下しまして北緯七度、東経百十五度、そういう線を結んでおる南ベトナム周辺の海域をさしております。

○淡谷委員 このジョンソン・ラインに出ておる米軍の船員は特別手当が出ているでしょう。これは危険手当じゃないんですか。そうしますと、同

じ米軍で働く日本の労働者も危険手当を受けているはずですね。どうですか。

○小幡政府委員 しかるべき手当をもらつております。

○淡谷委員 この区域は明らかに戦場じゃないとおっしゃらないでしよう。危険手当を受けておる以上は、戦闘行為による危険手当だと思つておる以上は、ジョンソン・ラインに出動しておりますMSTSの乗組員は、米軍にかかわらず、日本の労働者にかかわらず、これは明らかに戦場内で働いております。

○小幡政府委員 ことばの厳密な意味で戦場とは考えておりません。したがって、輸送に協力しておるといふのが実情であります。

○淡谷委員 ことばの厳密な意味で戦場とは何をさしておるのですか。

○小幡政府委員 ベトナムですと、ベトナムの陸上並びにベトナムの戦闘行為が直接及ぶ範囲だと考えております。

○淡谷委員 LSTでは、この前に戦争によつて死んだ人がありますね。MSTSはLSTよりは危険度が少ないと言つておりますが、この危険度の少ないというのは、船の構造自体が少ないのかあるいは——上陸用舟艇じゃないということをおっしゃいましたが、たまの飛んでこないというふうな保証はないはずですね。戦争による被害を受けるはずですね。幾ら厳密に言つても、緩慢に言つても、戦争の被害の及ぶ範囲、戦争が行なわれている区域、これは陸地である海上であるかを問わないじゃないですか。戦争の危険があるから引っぱらば危険手当を払つておる。これはどんなに言いくるめましてもやはり戦場に出ておるのです。そう思いませんか。

○小幡政府委員 サイゴン河を通航するということになれば、当然戦場だと思つております。

○淡谷委員 一体、日本の政府が労働者を雇用して米軍に船の役務を提供した場合に、戦場にも行くんだという前提があつたかどうか。その納得が雇用されておる労働者に行なわれておつたか。こ

これは労働大臣からひとつお聞きしたいのであります。

○小幡政府委員 いわゆる武力行為をするものではございません。あくまでも兵たん輸送の行為でございます。戦場に近く、あるいはときには戦場に行くことはございまして、決して武力を行使するものではございません。安保条約の範囲内で輸送している。しかも、その就航に先立ちまして、船員は、安保条約の範囲内でございまして、船員の意思を尋ねまして、もしその意思がなければ他の地区の配船に代用するとか、あるいは陸上勤務に振りかえるというふうな折衝の余地を残して、念を押して就航してまいります。したがって、決して強制するということではございません。この点を御了解願いたいと思います。

○淡谷委員 本人は強制されたかどうかわかりませんが、雇用されて役務を提供する場合に、戦場に行くのですよというのと、戦場には行かないのですよというのでは、受け取るニュアンスはだいぶ違いますね。そしてMSTSはまったくベトナムへ行くこともあるだろうけれども、あつちこつち周航してひょこつとベトナムに顔を出すことがあると長官は答えておりますね。あつちこつち航行している間にひょこつとベトナムに顔をだされてたまりますか。初めからベトナムに行くんだという確認があれば別ですよ。戦場行為の行なわれているところをあつちこつち歩きながら、ひょこつとベトナムに顔をだすことは、あまりにもベトナム戦争のんきに考えておられる。

それから、戦場行為の問題、武力行為の問題ですが、一体、直接鉄砲を撃つたり爆弾を投げたり、あるいは銃剣をひらめかすだけが戦場行為だというのはいささか古いですよ。いま非常に広範な武装の範囲がある。間接に戦争に参加している戦闘員というのがありますね。輸送隊などは、一体戦闘員ですか、戦闘員じゃないのですか。昔、日本にもありましたけれども、実際鉄砲を撃たなくても、危険な戦場へ行って物を輸送するという行為

は、戦場行為なんですか、戦場行為じゃないのですか。

○小幡政府委員 やはり、その輸送隊が軍の編成下であり、個人個人が武装しておりまして、ある場合には積極的に敵に攻撃をかけるかまえておりまして、これは戦場行為だと思いますが、御指摘の乗り組み員は、先生は防衛の専門家でございまして、条約のいわれる事前協議の対象の問題で、戦場行為というものは入っていないというところは、従来政府がたびたび申し上げておるところでございまして、御了解を願いたいと思います。

○淡谷委員 それじゃ戦闘員と非戦闘員は、武装する、しないところに区別があるのですか。身に寸鉄も帯びざる者は、どんな行為をしても戦闘員ではございませんか。

○小幡政府委員 決してそういうふうには考えませんが、一つの戦闘部隊の中に厳密に所属している者は戦闘員じゃないかと思ひます。

○淡谷委員 これはちよつとイタチごっこになります。密な戦場行為に所屬している者という、その戦場行為を聞いています。厳密な戦場行為とは何か。直接敵と接触して敵を殺傷する者のみが戦闘員なのか。その殺傷する行為を助ける者は戦闘員じゃないのでしょうか。端的に言つて、輸送するということは、戦場行為なのか、戦場行為じゃないのですか。このことを聞いておるのです。

○小幡政府委員 おそらくベトナムの陸上における米軍の中の輸送部隊は戦闘員だと思います。しかし、ベトナムの後方のサイゴンとかダナンとかで、普通の商船と同じように軍需品等の輸送に協力している者は、身に寸鉄を帯びておりませんし、一般の船員と同じでございまして、これは戦闘員ではないと思ひます。

○淡谷委員 大事な点ですから確かめておきますが、ベトナム戦争でどこまでいくと戦場行為ですか。サイゴンですか。区域で言うならば、どこまでいったら戦場行為ですか。

○小幡政府委員 厳密には私もここではお答えしませんが、常識でひとつ……。

○淡谷委員 それは重大な御答弁ですよ。いまの平和な東京の国会の中で議論しておるうちはよろしい。MSTSに乗り組んでどこへ行くかは、労働者にとっては死ぬか生きるかのせとぎわです。戦場行為をやるかやらないかということは、応募する際の最大の要件ではないですか。それを雇用するあなた自身が、戦場行為とは何か、戦争危険とは何かということを的確に把握しない間に役務を提供することは、非常に危険な行為であるとお考えになりませんか。私は、やはり直接対敵戦場行為をするだけではなく、広範な戦場を助ける行為は全部戦場行為であると考えておる。これはおそろくあなたはそうだとはい切れないでしょう。

したがって、在日米軍に提供した駐留軍関係の労働は限界点が非常におぼろげになってくるし、在日米軍という範囲もおかしくなってくる。あなたは極東の範囲とおっしゃいますけれども、一体極東の範囲とは終局的にはどこをさすのですか。十分私も調べましたから用心してお答え願ひたい。あなたは、この前の加藤元吉君の質問に対して極東の範囲を持ち出されましたから、私はあぶないと思つて聞いておつたが、やはりあぶないですよ。極東の範囲とはどこをさすのですか。

○小幡政府委員 ちよつと厳密にお答えできぬかもしれませんが、フィリピン、北米、ベトナム等はいらないというように考えております。

○淡谷委員 ベトナムにおける戦場行為もしくは戦場行為に類似した行為をする場合は、安保条約によるものだとおつておる。安保条約によって極東の範囲及びその周辺ということばは一体どこにありますか、お示しを願ひたい。

○小幡政府委員 極東の平和と安全に寄与するという意味で、いわゆる極東には入りませんが、極東に隣接する地域に起こる政治情勢の中では極東の安全に影響するものもあるという解釈になっておりますので、それを申し上げたのであります。

○淡谷委員 その周辺というのは安保条約の何条

にありますか。前文に規定されてあるのはそうではないでしょう。極東の範囲ということばはありますけれども、周辺は入っていませんよ。

○小幡政府委員 第六条で、「並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」とございまして、極東そのものでなくとも——周辺ということばはございせんよ。その周辺において起こる事態によってはこれに影響がある、寄与する、そういう影響力を及ぼすような事件が起こり得る周辺、こういう意味でございまして。

○淡谷委員 周辺ということばはないでしょう。

○小幡政府委員 ございせん。

○淡谷委員 それでは、ベトナムを極東の範囲並びに周辺という認定は、だれがしたのでしょうか。

○小幡政府委員 これは政府部内でそういう統一解釈になっております。

○淡谷委員 早川労働大臣に聞きますが、政府部内で、極東の範囲並びに周辺の中にベトナムは入るといふことを決定しましたか。これは重大な問題ですから聞いておきたい。

○早川国務大臣 ベトナムははつきりきめておらないと思ひますが、いわゆる影響のある範囲という解釈になっておりますから、それに日本の在日米軍の輸送要員が物資の輸送に行ったというものもその範囲に入る、こういうふうな解釈をしております。

○淡谷委員 それはいつ決定されたのですか。いつの閣議でどういふような手続で決定されたのですか。極東の範囲というのは重大な安保条約の問題点ですから、決定された日並びにいささつをお聞きしたいのです。

○早川国務大臣 閣議できめたというよりも、各種委員会や防衛庁長官あるいは外務大臣などの答弁で、そういうふうに意思統一をしておる、そういうことを長官が言つておるのであらうと思ひます。

○淡谷委員 いまはつきりベトナムをさして議論しておるのです。防衛施設庁長官が、ベトナムに

つては、明らかにそういう解釈から極東の範囲における周辺区域として認定されるならば——いまだ閣僚としての労働大臣が答えたのは、閣議決定はしていないけれども、各種委員会の質疑を通して大体そう考えているということですが、大体そう考えているという早川労働大臣のその認識が防衛施設庁長官にも許される認識であつて、いろいろな委員会でもいろいろな議論があつたからベトナムは入るといふ結論を得られたというふうに私は解釈する。あなたは一体この委員会のどういふ議論によつてベトナムを入れたのか。

○小幡政府委員 私はもしつかりした記憶はございませんが、ただいまお答えがありましたように、外務省その他と連絡をいたしまして、大体そういうふうなお答えで政府はやつておるといふことも了承しておるわけでありませう。

○淡谷委員 在日米軍に提供した日本の労働者の労働力が戦闘行為に使われる場合は、一々外務省に連絡をして、外務省がそれを極東の範囲の中のしかも外の周辺、つまり、極東の平和に影響する区域という認定を、外務省の見解に従つてあなたの方でおきめになるのか、あるいはこれを認定する権限が防衛施設庁にゆだねられているのか、この点はいかがでしよう。

○小幡政府委員 これは、淡谷先生がいろいろ問題にされるとおり、相当の問題でございまして、われわれも、船がベトナム方面に寄港いたしますという話があつたときには、当然外務省に相談しまして、これは条約上の解釈でございまして、条約上の解釈を確定してもらつた上で解釈をしておるといふことでございます。

○淡谷委員 これはあなたのおっしゃるとおり非常に重要な問題なんです。ジョンソン・ラインというのは、すでにアメリカのほうでは危険限度を定め、戦闘区域の中に入れてから危険手当を出してある。それに準じて日本の政府もやはり労働者に危険手当を出している。そうしますと、危険手当を出しながら、ベトナムには労働者を送つて差しつかえなしという結論が出ているのです。

ね。一体周辺はどこまで広がります。極東の平和に影響を及ぼす周辺というのは、現在のあなたの方の認識ではどこまでをさすのですか、場所を問ひませんか。

○小幡政府委員 現在どこまでということ突き詰めて極端に考えておりませんが、現状のところでは、ベトナム等は入るといふふうに考えております。また、それ以外の問題が出た場合には、そのときに応じて、その状況に応じて外務省と相談して条約上の解釈を確定していくといふたようなことをいたしております。

○淡谷委員 アラブ、イスラエルのあの紛争が、幸い一時停戦をしておるようだけれども、非常に重大な観点に立つて、米軍がMSTなど日本に労働者を乗せていきたと言われた場合に、あのアラブ、イスラエルの紛争が極東の平和に影響を及ぼすか、ありませんか。

○小幡政府委員 そこまではないと考えております。

○淡谷委員 もしそういう事態があつたならば起ころかねないのです。あなた極東の周辺の周辺というものは指摘できないというでしょう。指摘できないならば、一足飛びにベトナムからアラブまで飛びますと言つておかしけれども、順次エスカレーションに進みますと、この周辺が非常に拡大される。われわれは安保条約の場合に極東の範囲に重点を置いたのはそこなんです。範囲はこうなんだが、極東の周辺という観念で、無制限にこの周辺の観念が広がるのであれば、これは全く極東の範囲なんというものは無意味じゃありませんか。周辺周辺といつたら地球を一回りまわりますよ。その点は具体的に一体どうなつていのですか。現在ではベトナムに限るのですか。それ以上は發展させないのですか。

○小幡政府委員 現在は起つた事態に応じて判断しておる状況ですが、ただいまおっしゃつたように、アラブといふことは現実にはない。非常に近い、むしろ隣接といふ地域が一応考えられるという程度のことには申し上げられますが、それ以上

上のことはちょっと私どものほうでは、現実にはそういう事態はないのではないかとこのように考へております。

○淡谷委員 労働大臣に伺いますが、駐留軍の労働者に限つて、労働者自体が雇用の衝に当たらないで、防衛施設庁にこれをゆだねられているというの、一体どういふ理由だったのですか。

○有馬政府委員 これは現在間接雇用方式をとつておりますが、日本の労働者の保護という観点からこの方式をとつて、そして防衛施設庁が間接雇用の雇用主の立場に立つて、その労働者の保護という任務を全うしてゐる。労働者としても、こういう任務の充足をする立場におきまして、安定機関は協力をする、こういう立場に相なつておるわけでございます。

○淡谷委員 いや、私の聞いているのはそうじゃなくて、なぜ労働者がやらなかつたのかという問題です。役務提供は昔の調達庁がやつてきたことはわかつていますけれども、これははつきり申し上げますと、普通の労働と違ふのでしよう。普通の役務とは違ふのでしよう。戦闘行為に非常に密接な関係があり、アメリカ軍との非常な密接な関係があるから、特に軍関係の防衛施設庁がこの役務を提供しているんじゃないですか。違いますか。

○小幡政府委員 これは防衛施設庁に入る前から、先生御承知のように、調達庁の時からやつておりました。すべての米軍の調達関係、役務の提供は、いわゆる調達庁というものが背負つておつた時分からのずっと継続したものでございましてけれども、防衛施設に入る前からの問題でございまして……。

○淡谷委員 これは前からもあとからも特に軍雇用をやつていふことはわかつていますが、ただ、いまのベトナム戦争に関連してあなた方がおたりになつた態度、しかも、ベトナムの周辺、サイゴンまで行つたものを戦闘行為じゃないといふ考え方、直接戦場から人間を運び、武器を運んできてその修理、修復、補給に当たる仕事まで

が、これは戦闘行為につながるものじゃないという見方ならば、私は、非常に危険な仕事に駐留軍の労働者が従事せざるを得ないような事態を憂へるのであります。どこに起つてしまつても、在日米軍がその紛争なりあるいは戦争なりに任務を担当した場合、在日米軍に提供された役務として、在日米軍にくつてどこまでもいかなければならぬような危険性をばらむものだと思つてゐる。したがつて、この辺ではつきりワクを聞いておきませんと、将来さまたまな紛争が生じ、さまたまな危険が生ずるといふことを私は心配するので

す。あなたはこの委員会の答弁では、自信ありげに答弁しなければ役目が果たせないでしようから、相当御答弁しておられますけれども、御答弁の間に、やはり私はそういう心配をあなた自身が持たれておると考へてゐる。これに對してもつと西然たるワクをつくり、あるいはこの規定をはつきりし、労働協約をはつきりしておくことがたいへん必要になつてくるんじゃないかと思つておられますが、その点はいかがですか、最後に伺つておきます。

○小幡政府委員 これはごもっともな点でございまして、私のほうは、特にその船員をそういうところへ派遣いたしますにつきましては、政府雇用でございまして、随時米側と協議いたしまして、船員に対しては、先ほど申し上げましたような慎重な態度をとつておりますが、米軍に對しましても、経過地であるとか、一航海の期間とか、そういうことは非常に厳密に調整しております。したがうことは、何とかひとつ淡谷先生の御心配を少しでも減らすような努力を、今後ともこの方面に行つては進めたいと思ひます。

○淡谷委員 労働大臣、最後に一言申し上げておきますが、この間佐藤総理大臣が本会議の答弁で、防衛施設庁の答弁は答弁として最高の責任は私が持つてゐるのですからとみえを切つた。いま現実に日本の労働者が在日米軍の労働者として具体的に戦場で危険にさらされておるといふこの事実に対して、日本の防衛の最高責任者である佐藤

總理がどう考えるのか。きょうはもうやめますけれども、これはいづれ機会を見て一ぺんは問いただしてみたいと思いますから、あなたからもよろしく佐藤總理にこの委員会の質疑の状況をお伝え願ひまして、私の質問を打ち切ります。

○川崎(寛)委員 先ほど島本委員が質問をされたことに関連をして基準局長にお尋ねしたいと思ひます。

就業規則の問題については、常時十人以上、こういうことでございました。基準法の八十九条には届け出の義務があるわけでありまして、あるいは九十条には就業規則作成の手続の規定もあるわけでありまして、ところが、先ほど伺っておりますと、作成及び届け出の義務というものは行なわれていない、こういうふうにかがわれるわけでありまして、そういうふうなことで、基準法の百二十条によつてこれは罰則があるわけでありまして、この点は、三十八年に問題になつて以後それが処理されてないといふことであれば、当然に罰則の適用があつてしかるべきだ、こういうふうに思ふわけでありまして、いかがでありますか。

○村上(茂)政府委員 私からの答弁ではなくて、施設庁長官の答弁の中に、諸機関労働者についての就業規則はないかのような答弁が長官からございました。私の答弁では、基本契約の中に労働条件の大体が示されておる、そしてそれが周知されるような状態になつておつて、それが実質的には労働条件を明示するという形になつておるといふ答弁を申し上げたわけでありまして、

そこで、いま先生の御質問にお答えしますにつきまして、まさに形式的に判断いたしますと、十人以上の労働者を使用する使用者が就業規則を作成し届け出ないといふ場合には、これは労働基準法八十九条違反になりまして、罰則の適用としては、百二十条の適用の問題が生ずるわけでありまして、そういう違反がある場合には、労働基準監督機関といつては、司法警察官の権限を行使いたしまして所定の手続をとらざるを得ない、こういうことになるわけでございます。そこで、

先ほど大臣からも御答弁申し上げ、私からも答弁いたしましたように、そういう問題については今後努力をする、こういうふうな申し上げたとおりでございます。したがひまして、少なくとも一般民間の事業場に比較いたしまして片手落ちにならないように、法の適正な執行ということをおもひ考へる、こういうことでございます。ただ、全然空白でなくて、実質的なものが諸機関労働者については諸機関労働協約によりましてあるといふ事実があるわけでございます。したがひまして、これをどういふふうな法の所定の手続に乗せるかという問題があるわけでございます。御質問の御趣旨よくわかりますので、今後とも努力をいたしたいと存じます。

○川崎(寛)委員 努力する、こういうことでありますけれども、問題は三十八年に指摘されておるわけですね。そういう点と、これまでの間、所管の基準局、監督署等においては、これらの点についてそういう点をやつかやらないのか。また施設庁長官のほうにおいても、こうした点について八十九条違反、そういうものがあることを見のがしてきただけどうか、ひとつお二人から……。

○小幡政府委員 先ほど申しましたように、三十八年以後におきまして、昭和四十年に労働省からの指示もあり、当方も責任を感じておりますので、約八割に及びます員数の者につきましては就業規則をつくりました。いま残つておりますのは諸機関、つまりPXとかそういうところにとめておる人々でございます。あと二割をいま調整に努力しておるといふ段階でございますので、もうしばらく御猶予をお願いしたいと思つております。

○川崎(寛)委員 じゃ基準局長にお尋ねしますが、今後の問題としては、努力するといふ、そういう政治的な発言ではなくて、具体的に法に基づいて処理をしていくという形になりますと、まず、基準局としては当然施設庁のほうに、いま二割残つておりますね、それに対しては勧告なりする

わけですね。そして、もしそれが実行されない場合には百二十条の適用、こういうことになりませんか。

○村上(茂)政府委員 形式的に申しますと御説のとおりでございます。ただ、事情が普通の場合と違ひまして、先に労働基本契約とか労働協定があつて、そして今度国内法の所定の手続を踏む、こういうたかつかうになりますものから、通常の民間の事業場の場合と違つた条件があるといふことでございます。したがひまして、たとえば違反としてこれを送検するといふ手続は法の定めるところに従つてやらざるを得ませんが、処罰段階といふことになりまして、基本契約なり協定の成立の問題と、あと手続の問題、実質的に法違反の構成要件の成立、主観的判断、その点いろいろな面につきまして、私ども要は実効ある形で事を処理していくということがねらいでございます。したがひまして、法の定める手続をとるか申しますと、これはもちろん法に定める手続に従つて処理せざるを得ない。ただ、ねらいは就業規則をつくらすことが主眼でございます。先ほど来しつばし御答弁申し上げておりますとおりに努力いたしたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 そのように進めていただき、けじめをつけてもらふといふことで終わりたいと思ひます。

○川野委員長 田畑金光君。

○田畑委員 初めに労働省にお尋ねしますが、この間炭鉱離職者臨時措置法の改正が出ましたし、今回の駐留軍離職者臨時措置法の改正の内容を見ますと、内容についてはほとんど同じような感じを受けるのですが、そう読んでよろしいのかどうか、それをまず初めにお答えいただきたい。

○有馬政府委員 同様でございます。

○田畑委員 この離職者臨時措置法という法律は、期限はいつまでになつてゐるんですか。

○有馬政府委員 措置法は十年間の期限立法でございますので、来年の五月で失効することに相なります。

○田畑委員 炭鉱離職者臨時措置法は、期限はいつまででしたかね。

○有馬政府委員 今回の改正によりまして、四十六年の三月三十一日までという期限に改正いたしました。

○田畑委員 これは労働大臣にお尋ねしますが、炭鉱離職者臨時措置法は四十六年の三月末まで期限の延長を見たわけですね。同じ政策的な措置に基づく駐留軍離職者臨時措置法というものができておるわけで、この法律は、いま局長の答弁のとおり、来年の五月十七日ですかに効力を失うといふことになるわけで、この法律の存続についてどのように扱う方針ですか。

○早川国務大臣 その時点になつて考えたいと思つておりますが、依然として離職者が出るというふうな場合には十分延長のことも考えなければならぬかと存じます。

○田畑委員 その時点で考えるというんですが、いつごろを考えておられるのですか。

○早川国務大臣 現在も昭和四十二年度で千六百人程度強制離職者が出るという実情でございますので、来年の通常国会あたりで大体の見当がつくと思ひます。その時点で考慮いたしたいと思ひます。

○田畑委員 要するに、通常国会の時点ではこの法律の延長を考慮する、こういう解釈でよろしいわけですね。

○早川国務大臣 けっこうでございます。

○田畑委員 これは安定局長でけっこうですが、この法第二条に一号から八号まで載つておりますが、各号に基づく駐留軍労働者というのはどのような実数になつておるか。さらに離職者は各号に基づいてどのような数が出ておるか、これをひとつ説明願ひたい。

○有馬政府委員 法第二条の各号がずらつと書いてありますが、現在残つておりますのは一号の關係のみでございます。

○田畑委員 どれぐらいいるのですか。

○有馬政府委員 駐留軍労働者が四万五千五百五十二

名、それから諸機関事務者が一万八十八名、合計いたしまして五万六千四百名でございます。

○田畑委員 この地位協定によって現在日本にいる軍人、軍属、家族関係者というのは、どういう状況になっていきますか。

○小幡政府委員 在日米軍の軍人は現在約三万六千四百名でございます。軍属のほうは約三万四千四百名、それから軍人、軍属の家族が四万七千名ぐらゐりとなっております。

○田畑委員 その米軍人三万六千四百は、陸海空それぞれに分けるとどうなりますか。

○小幡政府委員 陸軍が八千、海軍が一萬三千、空軍が一萬八千、時によって若干の増減がございますが、昭和四十一年十一月末の時点では三万六千四百でございます。

○田畑委員 それから、現在米軍の使用に供せられておる施設あるいは区域というのは、どうなっておりますか。

○小幡政府委員 現在米軍に提供しております施設は、九百四十三でございます。その土地の広さは、丸い数字で言いますと三億五千万平方メートル、坪数で言いますと約一億坪を少しこえるという状況であります。

○田畑委員 いわゆる軍事基地といわれるものは、どういう内容なのか、それを少しく説明してください。

○小幡政府委員 いわゆる軍事基地と申しますのは、兵舎の施設、それに付随しました軍人の住宅、飛行場、それから演習場、港灣、倉庫、医療、通信、そういったものが主でございます。

○田畑委員 地位に関する協定を讀みますと、第二条の第三項によれば「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくならぬときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」この条項に基づいて現在返還協定などの組上に就いておる基地や施設などがあるのかないのか。さらに今後の見通し、これなどについてひ

とつ承ておきたいと思ひます。

○小幡政府委員 現在地位協定第二条に基づきまして組上のほつておる具体的な事例を、一、二申し上げますと、たとえば東京調布の飛行場でございます。これが現在米軍がほとんど使用しております。第二、第二条に基づきまして、米軍のほうでは、日本側で受け入れ体制ができた第返還してよいということも申してきております。さらに富士演習場も、日本側の受け入れ体制ができれば——これは調布とは少し趣が違つていますが、自衛隊が使用して逆に米軍が一部使用させてもらうという意味の返還をしてもよいと言つてきております。

それから、将来の見通しはどうかという御質問でございますが、現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、米軍の兵力も三万六千幾らというふうには非常に減つておりますし、相当ぎりぎりの兵力でおりますので、急激な基地の返還は、予見し得る近い将来にはなかなか困難だと私は思つておりますが、それにいたしまして、部分的には使用の繁閑というものがございまして、それをよく見きわめまして、今後とも折衝してまいりたいというふうな考へております。

○田畑委員 自衛隊が現在米軍の施設を利用してゐるところも相当あるかと思ひますが、どういふようなところで、どういふような利用状況になつておるのか。さらに、長官のいまの御答弁にもありましたが、駐留軍兵力は三万六千、これは将来、いろいろな極東の情勢その他から見たときに、漸増するの、漸減するの、かという問題——むしろ私はあとの見通しが強いのではないかと、こう思ふのです。そういうことを考へてみたならば、一億坪といふまだ広大な軍事基地その他が日本にあるということですね。いま読み上げた第二条第三項に基づいて、絶えず必要なものについては返還の話し合いを継続して持つということになつておるわけ、したがつて、日本政府としてはそういう面についてなお一その努力が必要だと思ふのでありますが、この点について政府の

心がまえはどうなのか、これを承りたい。

○小幡政府委員 まず最初に、米軍施設を自衛隊がどういふふう利用してゐるかという点でございますが、御承知のように、演習場とか飛行場は實際相当共用し合つております。坪数で言いますと、私の計算では、一億坪の六、七割までは米軍と自衛隊の共同使用になつております。しかも、一例を申しますと、富士演習場だけとりましても五千万坪くらいある。だから一億坪といひましても、富士演習場が将来日本側に返つてまいりますれば、一気に五千万坪に激減する。しかも、その五千万坪のうち相当部分は自衛隊も使用してゐるという状況でございます。決して米軍が一億坪を排他的、独占的に使用してゐるという状況ではございません。

それから、将来三万六千が漸増するか、漸減するかという問題ですが、少なくともこれは増加の方向ではないといふふうな考へております。

○田畑委員 先ほど長官の答弁では、駐留軍勤務者の現数についての説明がありましたが、今後の駐留軍勤務者、従業員は推移する、雇用状況あるいは離職の状況、これはどのように把握されておるわけですか。

○小幡政府委員 これもいま直ちに、数年先を予測することは困難かと思ひますが、先ほど申しましたように、米軍の兵員数あるいは基地数についてそれほど大きな変化がないという前提で考えますと、それほど著減はないのではないかと、いふうに考へております。

○田畑委員 地位協定の十二条の四項によれば、駐留軍要員の充足というものは、これは日本政府の義務事項になつておるわけですね。そこで御尋ねしたいのでありますが、駐留軍従業員が現在、諸機関の従業員を合せて軍の従業員は五万余人ということであるが、この充足状況です、どうなつておるかということ。と申しますのは、先ほど基本労務契約に基づいて第一義的には雇用条件、労働条件その他適用されておるわけです。しかも、その内容などにおいては軍の特殊

作業員というふうな性格から見て、いろいろな国内労働から見ると、より強い身分的な制限、拘束があるわけですね。そういう点から見たときに、特にまたもう一つは、わが国の今日の雇用事情などから見た場合に、十二条に基づく政府の充足義務事項というのは今後政府としてもなかなか苦勞のあるところだと見るわけでありまして、この点について、現状はどうであり、将来はどのように推移するかということを御説明願ひたいと思ふので

○小幡政府委員 御指摘のように、駐留軍の職場はいろいろ問題と申します。これは、日本の企業とは違つた性格がございまして、これは、先ほど申しましたとおり、終身そこに職を奉ずるというふうな永久の職場ではございませんで、基地それから軍隊あるいは外人というふうな条件がございまして、必ずしも一般の企業に比べて快適な職場であるとはいへないと思ひます。そういう反面一般の労働市場の逼迫という問題がございまして、必ずしも充足は順調といつておるわけではございませんで、しかしながら、絶えず労働条件等は改善いたしておりますし、大幅の増強も将来ないのではな

いか、欠員補充といつた程度に推移していくのではないかと、思つておるわけで、われわれもその線に沿ひまして、せめてそのくらい何とかひとつ間に合うような努力を関係者とも相談の上やつていきたいと思ひております。

○田畑委員 そうしますと、従業員充足には苦勞はないといふのですか。だいじようぶやつていけるということでしょうか。幾らか将来が心配されるということなんですか。

○小幡政府委員 決して苦勞はないとは申しませんが、先ほど来議論がありましたが、十八歳どうこうという問題も出ておるような状況でございまして、一般の労働力の逼迫というものが同じよう影響を与えておるといふことは率直に認めておりますので、今後いろいろくふうをこらしていくことが必要であらうと思ひますが、何とかいろいろな措置を講じまして充足に努力してまいりたい

いと考えております。

○田畑委員 現在いわゆる保安解雇に基づいて係争中の問題があるのかどうか、特に日米の間の合同委員会などに持ち込むような問題があるのかないのか、もしあるとすれば、その内容についてひとつ説明願いたいと思います。

○小幡政府委員 現在四件ほどございますが、これは合同委員会の場合でどうかというのではなくて、裁判所で司法的処理にかかっております。

○田畑委員 その内容はどんなのですか。

○小幡政府委員 御承知のようにいわゆる軍の保安上の必要で軍が解雇したものでございます。このこまかい内容については公表できないというところでございます。

○田畑委員 いや、私の言っておるのは、どういう内容で、どういふような事件がいま係争中で取り上げられておるのか、ひとつその輪廓でもいいから説明願いたい、こういうことなんです。

○江藤政府委員 現在係争中になっております事件は、先ほど申しましたように四件十名でございますが、これは米軍のほうで保安上の理由によって解雇した従業員たちが、自分の解雇は不当労働行為に該当するということで裁判所に提訴しておるという事件でございます。その内容は個別的には長くなりますので省略いたしますが、大体現在四件のうち駐留軍関係で八名、相模原が一名、それから船員関係一名というふうなことになるっております。

○田畑委員 私の聞きたいのは、あなたの答弁とは逆に、解雇された諸君が不当労働行為で訴えておるといふことを聞いておるのじゃなくて、アメリカ軍側は、どういふような理由に基づいてそれを解雇したか、アメリカ側がどんな態度でそのような不当労働行為と言われるような内容を引き起こしたのか、それを尋ねておるわけです。

○江藤政府委員 これはおのおのその労働契約によりまして、具体的に保安上の危険があって、解雇する場合の条件が規定されております。その基準と申しますと、従業員がサボタージュを行な

う、あるいは謀報行為を行なうというふうなことにによりまして、軍機の保護に関する諸規則に違反し、またはこれらのための企画または準備をいたした場合、こういうふうな場合が第一条件になるわけでありまして、その次に、従業員が軍側の保安に直接的に有害であると認められる政策を採用し、または支持する破壊的団体または会の構成員であるというふうな場合、第三に、従業員がサボタージュとかあるいは謀報行為というふうな諸活動に従事する者、またそういう団体あるいはその会の構成員と密接な関連があるというふうな判断された場合、こういうふうな場合に、軍側としましては保安上有害であるという認定をいたしまして解雇することができるといふことが労働契約で、日米間でできまっております。

○田畑委員 それは私もあなたのほうから借りて労働契約の内容を読んでおるわけなんです。保安解雇に該当する幾つかのあなたの読み上げた内容についても知っておるわけなんです。問題は、私の聞きたいのは、いま四件十名のほつておると言われるが、この保安解雇のどの基準に該当してこれらの諸君は解雇されたのか、それを聞いておるのであります。

○江藤政府委員 四件十名は、特にa、b、cの基準に該当するということに分類して現在資料を持っておりませんが、いずれの条項かに該当するわけでございますが、これらの者が特に従業員としましては、本人の労働組合活動が非常に活発であつたために米軍のほうで好ましくない人物であるというところで解雇したのであるというふうな前提のもとに、現在訴訟をいたしておるというふうな状況でございます。

○田畑委員 言えないわけですね、言えなければ言えないというのをはつきり言わなければ、あなたの言っているのは私も百も承知の上で聞いておるの、そんなことを聞いておるわけじゃない。保安解雇のいろいろな条項があるが、どの条項に基づいて、どんなケースとして軍が解雇したのか、それを私は聞きたいのです。したがって、

身分上の取り扱いがそのように不安定であるところに、軍に働く労働者と一般の国内法の適用されておる労働者との大きな違いが出てきておると思ふので、そのあたりを知りたいと思つたので質問したのでありますが、しかし聞いても周回をぐるぐる回っているだけだからしょうがない、いずれまたこれはあとにします。

それから、施設庁長官にお尋ねしたいのですが、先ほど質問の中でもいろいろ取り上げられておりましたが、直接雇用者と間接雇用者というのがあるわけですね。先ほど取り上げられたLST船舶要員というのは直接雇用でしよう。それからもう一つ、MSTS所属船舶に乗り組んでおるのは間接雇用だと思ひますが、そこで私もお尋ねしたいのは、直接雇用者、間接雇用者の労働者に対する保護の面から見た場合に、どういふ利害得失があるのかということをやまず最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○小幡政府委員 ただいま御指摘のように、LST Tのほうは直接雇用でございます。それ以外のMSTSで雇用しておりますのは間接雇用でございます。船員の立場の差異と申しますのは、最も著しいのは、間接雇用のほうは船員法が適用されません。したがって、船員保険とか全部適用になるわけでありまして、直接雇用のほうは船員法の適用がない船員でございますので、そういう法律上の保護については間接雇用よりは若干不安がある、月給はいいと思いますが、そういうことがあると思ひます。

○田畑委員 先ほど質疑応答の中にあつたかも知れませんが、長官の答弁の音が小さくて私、向こうで聞き取れなかつたのですが、この直接雇用あるいは間接雇用の船舶要員、それぞれどれくらいの数になつておるのですか。

○江藤政府委員 直接雇用をいたしておりますLSTは大体千二百五十名程度を前後いたしております。それから、間接雇用で提供しております従業員は現在二百二十六名でございますが、これも若干名は常に変動がございます。

○田畑委員 間接雇用についてはMSTSですか、これが二百二十六名、直接雇用は千二百五十名というお答えですと、この場合特に直接雇用といたのが多いわけですが、そうしてまた、しばしばベトナムの地域でいろいろな事故にあつておるわけで、危険に巻き込まれておるわけですが、これについては日本政府としても何らの調整なりあるいは意見の交換なり、こういうことはできるのですか、できないのですか。

○小幡政府委員 直接雇用のほうは直接所管でないものですから、責任を持ったお答えはできませんが、運輸省、外務省等が対米折衝いたしまして、いろいろ危険予防その他についての折衝をしておるといふことは聞いております。

○田畑委員 それで、念のために聞いておきたいのですが、駐留軍労働者の一番大事なよつてきたる法律的な根拠というのは地位協定だ、私はこう思ふのです。この地位協定というのは、総て字のごとく、日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定、こういうことになつておるわけなんです。また、たとえば第一条を見ますと、その(四)項に「日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する」云々、こうなつております。第二条を見ますと、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。」といううことですね。こういうふうに、明確に駐留軍労働者あるいは防衛施設庁が取り扱つておられる駐留軍の従業員というものは、当然日本国内における基地やあるいは施設における従業員という前提で、私はこの地位に関する協定はできていると見るのです。そういう前提に立つて、先ほど申し上げたように第十二条の第四項で「勤務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」というこになつておるわけなんです。この協定の趣旨から見ても、防衛施設庁のあつせんされる駐留軍の従業員というものは、この国内にある地域において、基地において、施設において働くための要員

であつて、それが先ほど問題になつたような遠く戦争地域まで、たとえ輸送という名において出かけるにしても、私はこの協定の前提としておるものから大きく逸脱してゐる、こう見るわけですが、この点はどうか。

○小幡政府委員 御指摘のとおり、陸上で雇用する船員につきましては、これは働く場所も陸でございますので、これは当然その原則に従います。が、船のほうは御承知のように本質的に動くものでございます、航海するものでございます。したが、いまして、船籍港があつて、そこで労務を調達して、それに乗った船が移動することは、条約の解釈をいたしまして決してそれを逸脱するものではないという考えでございます。

○田畑委員 船で動くから、それは日本海域だけでなく周辺の海域ということになるでしょうけれども、しかし、先ほど極東の範囲という問題がいろいろ議論されておりましたが、極東の範囲というものは先ほどの御答弁を聞いておると、なかなかはっきりしない。それで私はいま日米安保条約が国会で審議されたときの極東の範囲というものについての定義を取り寄せてみたのです。これによると、「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる」、これは岸総理が政府の統一見解として述べられておる内容です。この中には、南ベトナムとか東南アジアの地域まで広がつていないし、またそのような想定もないのです。あなたのような考え方でいくならば、海はどこまでも続いているわけですから、どこまでも行けるというふうなことになるわけですが、戦闘地域だらうと交戦地域だらうと。これはしかしそういうことまで想定してこの協定というものはできていない、そう見るのがほんとうだと思ふのです。そうでなければ、要するに海外派兵に通ずるということにもなるし、軍の派遣ではないけれども、しかし民間人であつても軍従員が戦地に事実上おむくという結果を招いているわけであつて、これは協定の危険な逸脱である、こ

う私は見るわけですが、この点どうですか。

○小幡政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、いまお読みになりました極東の範囲にベトナムが入らないことは事実でございます。しかしベトナムは、極東のいまお読みになった範囲の土地といひますか、その区域にすぐ隣接してございまして、そこに起る政治情勢いかによつては極東の平和の維持に關係がある、ある意味で安保条約の範囲内であるという解釈でございます。したが、いまして、そこへ行きますのは、その安保条約に基づいて在日米軍が負うておる軍事輸送の任務の範囲内のものであるというふうに解釈して認めておるわけでございます。

○田畑委員 日米安保条約は、第一義的には日本の安全でしょう。そして同時に、第二義的といひかしたらぬが、極東の平和と安全、こういうことになつておりますね、したがつて、これはあくまでも日本の安全を中心としてこの条約はできておるわけですね。この極東の平和と安全といふのは日本の安全とは切り離し得ない、密接不可分な地域を指しておる、こう思ふのです。したがつて、どこまでも日本の安全ということが主であつて、別個に極東の平和と安全があるわけじゃない。日本の安全の立場から見れば必要だといふ場合の極東の平和と安全といふような考え方に立つておるのが私は日米安保条約の趣旨だと思ふのです。それはお認めになりますか。これは当然の条約のすなおな解釈だ、こう思ふのです。現にそのようなことを答弁の中にも当時の岸総理も答えておりますよ。これは異論はないと思ふのです。どうですか。

○小幡政府委員 極東の安全が脅かされれば当然日本にも影響があると考へております。

○田畑委員 私の言ひのは、そんな一般論的な抽象的な議論の立て方じゃなくして、この条約といふのはまず日本の平和と安全を日米共同で守ろうといふのが前提でできておるのでしょうか。同時に極東の平和と安全となつておるけれども、しかし極東の平和と安全といふのは日本の安全と切り

離して別個にあるのじゃない。それはあくまでも日本の平和と安全につながつた極東の平和と安全、こういう趣旨で日米安保条約といふのはできておるのです。あなたのお話のように、極東の安全がなければ日本は安全でないと云つたつて、その極東といふばどこを指しておるのか、まことにばくとして抽象的で不明確でしょう。日本の平和を確保するためにこそ、その一番大きな柱として守るために、それにつながる極東の平和と安全といふことになつてこの条約はできておる。理論的にも、また条約の趣旨から見てもこれはそうなつておるのです。

私が言ひたいのは、日本の平和あるいは日本の安全、そういう立場から見ると、ベトナムのあの問題が直接的に日本の平和と安全にどういふ關係があるかといふこと。それはなるほど極東のどの地域でも、いふならば世界のどの地域でも平和であり安全であるといふことは、即ち日本の平和と安全につながるわけだが、しかしこの条約といふものは元來日本の安全、そしてそれを守るためにそれにつながる極東の安全と平和を確保するための条約であるとするならば、それがベトナムの問題など駐留軍の要員などを派遣し、そういうような戦闘行為に巻き込まれるようなことは、これはこの条約の精神から見ても大きく逸脱しておると思ふ。そういうことになつてくればこの条約といふものは、全く、日本の安全のためでなくアメリカの極東政策、アメリカの世界政策といふもののためにある条約といふことになつてくるわけだ、この点について私がお尋ねし、念を押したいことは、防衛施設庁としてもMSTS、LSTの乗り組みについては自衛隊自衛隊すべきだ、こ

う思ふのだが、その点はどうかといふことを念のために聞いておきたいと思ふ。

○小幡政府委員 私ももちろんベトナム戦争の早期終結を希望することにおいてはもう間違いない気持ちを持っております。またLSTの問題につきましても好ましいと思つておられます。しかしながら条約上の義務といふものは、たとい好まし

くないことでも遂行しなければならぬといふので、自衛隊自衛隊とよく協調しながらやっていきたい、相談しながらやっていきたいと思ひます。

○田畑委員 それはこの辺で終わります。

最後に私は労働大臣にお尋ねしておきたいのですが、現在一番政治的な問題になつておる政治資金規正法の改正について、労働大臣に一言だけ承つておきたいと思ふのです。それは昨日も私の夕刊を見まして驚いたのは、政治資金規正法改正案の最終要綱の中で、私たちが一番心配しておりました労働組合に対する政治資金規制の問題です。特にこの中で、要綱のいわゆる手直し部分、与党が政府に圧力をかけて手直しをした部分の第三項に「政治活動に關する寄付のあつてを、寄附をしようとする者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものから当該寄附に係る金額を控除する方法で、当該寄附を集めてはならないものとする」となつております。これを労働大臣はどのようにお考えなのか。それまでの新聞を見ますと、自治省もいやこれは行き過ぎだ、労働大臣はそんなことはとんでもないことだ、こつと云つていた。さすがに早川労働大臣だと実は敬意を表してゐたのです。労働基準法の二十四条を見れば明確に、こつと云つていふ場合には協約によつて賃金の中から一部労使の話し合ひで引き去ることができるといふことがうたわれてゐるわけですね。そういう基準法という法律の中で明確に認められてゐるチェックオフすらも、これに便乗してやめさせようといふような今回の与党の圧力に基づいて政治資金規正法の改正なるものが閣議決定をされ、やがて国会に出されようとする事態にあるわけですね。一体、労働大臣としてはどのようにお考えになつておるのか。ことに、私が申すまでもなく、労組法第二条を見れば、労働組合といふものはこつと云ふものだといふことが書いてあります。主として労働条件や経済的地位の向上、改善をはかるのが労働組合だと

書いてある。もっぱら政治活動や社会運動をするものは、これは労働組合ではないと書いてある。これはそのとおりでしょう。主として経済活動をするのが労働組合だと書いてある。したがって、労働組合も主ならざる分野において政治的な関心を持ち、政治的な活動することは、これは当然、今日のすべての産業政策、労働条件がいずれも政治とのつながりを持っておるならば、労働組合が政治に関心を持ち政治活動がある限度やることは当然労働法が予想しており、前提としておることなんですね。それがそうなるおるにかかわらず、しかも基準法というりっぱな法律に基づいてチェックオフはかくのごとき場合はできるということになっておるにかかわらず、今度の政治資金規正法改正では、既存の法律体系をこわしてまでこんなものを入れようなんということは、与党の良識のためにもやるべきじゃないし、これでは結局政治資金規正法の改正なんというものは初めから審議未了に終わらせるためにこうやったのだということにもなると思われる。労働省設置法に基づいてあくまでも労働者のために福祉を増進する、労働者のために大いに考えてサービスするのが労働省の役割であり、労働大臣はそういう任務だと思えますが、労働大臣、一体、この点について、率直にどのようなお考えを持っておられるか、これをひとつ承っておきたいと思う。

○早川国務大臣　これは閣議では決定しましたが、党の了承という条件つきでございますから、まだ正式に最終的には申し上げられませんが、チェックオフというものは結局、労働組合が政治献金をしていいという公認をしたような政治資金規正法の改正になっているわけであります。したがって、三十万以上の組合員を持つものは三千万円、これは組合員の中から出せばいいので、これはチェックオフを認めておるわけです。チェックオフを認めないのは、いわゆるそれ以外の、個々の組合員に勧誘し、あつせんして、それ以外に献金を出させておる、これはチェックオフということは認めない、当然のことであります。同時に

にそれは組合員だけではなくて、下請会社が親会社のほうからあつせんして資金をチェックオフするのにもかゝ、こういうことでございますから、組合の団体献金、政治献金というものは、御承知のように金額の限度を設けて公認したわけなんです、いままで労働組合法では公認しておらぬ。むしろ、与党内では、これは少し行き過ぎではないかという御意見すらあるような改正になつておる。ですから、チェックオフ禁止は、それ以外の個々の組合員に、政治的自由がありますから、これにあつせんするやつだけは、これは個々に徴収しなさい。下請会社の場合も親会社がチェックオフをしちやいかぬ、こういうことでございますから、新聞で伝えられておるものとは根本的に違つております。そういうように御理解されたならば、何も労働者の政治活動を弾圧するというものではない、かように考えております。

○田畑委員　私はこれで質問を終わりますが、労働大臣の答弁ですね、もつと掘り下げて質問したいと思いますが、きょうは、これは議題外でもあるからやめます。しかし、あなたの御答弁では私は不満足です。あくまでもひとつ労働大臣の任務、あるいは労働省の任務ということをおきまえて、間違わないで、この問題については正しい姿勢で閣議の中においても取り組んでもらいたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○川野委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 駐留軍関係の従業者は中高年齢者が多いと聞いておりますが、そういう立場から考えてみまして、今回の改正案のいわゆる自営古賃金、自営業の開業資金とかあるいは債務保証、こういう改正は当然の措置だと思えます。またむしろおそきに失したのではないか、こういうふうに思うのであります。

ところで、労働大臣なしはその関係者にお話ねするのですけれども、今日までの離職者とそこで就職率を見ますと、三十二年度から四十一年度までを見ますと、平均就職率は二七・四％、それが

だんだん年々に下降線をたどっていきまして、四十一年度では二一・七％にすぎないのであります。この数字から見ましても、政府の再就職指導のどこかに何か欠陥があったのではないかと、こういうふうを考えるのです。それとも他にそのようなならざるを得ない何か明らかな理由でもあるのか、そういう点についてお願いいたします。

○有馬政府委員　一般的には離職者の年齢が非常に高くなつておる、それから地域的にも基地が都心部から離れておるといふような状態、それから職種が駐留軍の職種は大体特定しておる、こういうふうな条件がございまして、なかなか再就職の結合がうまくいかない面もございしまするけれども、私どもとしては全力をあげて就職援護の措置を講じながら再就職をはかつておるわけでございます。このたび債務保証と自営支度金を創設するということは、結局駐留軍の離職者の中で一割内外が自営開業の希望を持つておる。これにこたへて新しくこの法改正を提案いたしました次第でございます。

○大橋(敏)委員　いまのお客えの中から考えるの
ですけれども、なぜ駐留軍の従業者が中高年齢層
に固まっていたか、そのところをひとつお知
らせ願いたいと思います。

○江藤政府委員　駐留軍従業員は、大體終戦後から入って就職いたしておりますが、特に、朝鮮動乱の際に大量に入りました。その後は新規に採用する従業員が非常に少なく、むしろ朝鮮動乱当時

にたくさん入りました従業員がそのまま残っておつて、しかもそれが先任権ということで解雇の規定がございませんで、遂次、年を追つて高齢化していくということになっております。

○大橋敏)委員 それでは次に移りますが、七四
前後の離職者がその後どのような生活をしており
のか、またどのような就職のしかたをしていつて
おるのか、そういう実態がつかまれておりまし
たら説明願いたいと思います。

○有馬政府委員 最近の状況を見ますと、再就職の比率が四割五分程度になっております。した

がつて、四割前後失業者が出ておるわけでございますが、この失業者というのは、結局高年齢その他で労働戦線からリタイアしていくという方々がおもになっておると思います。そのほかに一割近くの自営開業者がございますので、大体リタイアをする以外の方々は何らかの形で就業しておる、こういうふうに私どもは推測いたしております。

○大橋(總)委員 再就職の一つのひっかかりと思
われることに、駐留軍関係の従業員の方は農業の
家族構成が多いということと、土着の人だとい
うので広域就職になかなか踏み切れないというこ
ととか、あるいは駐留軍関係は一週間に土曜、日
曜が休みで、いわゆる五日制ですね。そういうこ
ととか、給料が本俸は普通並みだそうですけれ
ども、手当が非常に優遇されている、そういう立
場から再就職を考えるとなかなか条件が合わない、
い、こういうふうなことを言っている人が多いの
であります、そういう点について特に何か配慮
されたのかどうか、考慮されているのかという
ことです。

○有馬政府委員　御指摘のような事情はございませうけれども、できるだけ広域職業紹介体制のもとで就職援護を加えながら再就職をはかっていきたいということと、せっかく努力をいたしておられますが、地元をどうしても離れられないというふうな場合には、自営業を開業するというふうな形で生活を維持していくことに相ならうかと思えますので、私ども今回の債務保証あるいは支度金制度というものが有効に活用されるのではないかと、こういうふうに期待をしております。

○大橋(敏)委員　自営業開業資金の問題ですけれども、実際、現状の物価高の立場から見て、今度の改正案の内容程度で、実際に自営業が開かれるかどうか、こういう点について私少し心配をするのですけれども、実はこの法によってこれだけのものは規定され、また優遇されるのだ、そのほかにはこういう問題もあるというふうな付帯した措置でもあって、そういう立場から安全だ、ある

いは安心して開業できるのだというふうなものがあれば示していただきたいと思ひます。

○有馬政府委員 今回の債務保証制度は、従来から駐留軍の離職者につきましては特に開業自営業の実績がございました。それらの希望条件を調査いたしました債務保証の条件等を設定してまいりたいというふうな考えでございますが、もちろん今回の債務保証のほかに、従来からございました各県がやっております助成制度あるいは生業資金の貸し付け制度、こういうものは並行して存続いたしますので、これらの諸制度を十分活用して対処してまいりたいと思ひわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは今度はちよつと観点を變えてお尋ねいたしますが、駐留軍関係の従業員は、日米行政協定によつて労働条件が定められていと思ひます。雇用関係で直接雇用と間接雇用がありまして、直接雇用のほうはまあ問題ないといひましたけれども、間接雇用の場合でありますか、政府としてのいわゆる労務管理といひますか、そういうのができない。したがひまして、不当労働行為をしられても、いわゆる泣き寝入りで済んでしまつてゐるのだ、こういうふうなことをよく聞かなくては。たとえば、実例をあげますと、米軍の兵隊さんが職場に来て、酒を飲んできてあばれたり騒いだり、あるいは目に余るような行為をして、その汚物のあと始末をしられなければならない。そういうときも、何らそういうものに対して苦情を申し出る場所もないというふうなことを聞くのであります。こういう点について、同じ職場でありながら、こうした差別的な事柄があるというところは問題だといふふうに思ひます。その点についてはどうお考えなのでございましょうか。

○小幡政府委員 駐留軍の従業員保護につきましては、地位協定の第十二条五項によりまして、日米間で別に合意があります場合は除いては国内法を適用して保護することになっておりますので、ただいまのようなお話でどうこうということはないと思ひます。

いと私は思ひます。また、りっぱな労働組合もありますし、政府雇用でありますので、非常に円滑に政府からすぐに意思を伝達し得る状況でありますので、そのようなことは今日はないと思ひます。

○大橋(敏)委員 これは実際に働いておる人々からの意見なので、私はもつと真剣に考えてもいいのではないかと思ひます。というのは、上のほうでは、実際の末端の姿は見えないものであります。法的にはああだこうだと言つてみても、現実的には、いつも非常に痛めつけられておるということが多い。そういうことで、人間性尊重の立場からいっても、日本人の保護の立場からいっても、もつと掘り下げてその点は研究してもらひたい、あるいは対処してもらひたい。

日米合同委員会というのがありますが、簡単にいひですけれども、その組織ですか、内容等についてちよつとお話しいたいと思ひます。

○小幡政府委員 日米合同委員会は、地位協定によりまして、日米間の地位協定の実施につきまして日米両国政府の間でいろいろ事項を審議する最高の機関でございます。構成は、日本側は外務省北米局長、私、いろいろな関係各省の構成員で、米軍は参謀長その他各軍の代表といふことになっておりました。主として施設問題、ときによつては労務問題も討議いたします。

○大橋(敏)委員 最高メンバーで組織されておるようによつて理解をしたのでありますけれども、先ほど私が申し上げましたような小さな事柄——小さな事柄でもないけれども、そういう問題もそういう委員会を取り上げられていろいろと討議されるような内容を含んでおるかどうかという問題ですが、この点はどうか。

○小幡政府委員 問題にもよりますが、なお、合同委員会の下部機構に労務関係の特別の分科会のようなものもございまして、いろいろな問題が上がつてまいりますれば、当然そこで処理すべきものは処理をしていくということになっております。

○大橋(敏)委員 駐留軍の労働者は、ある意味からいって、駐留軍の一方的な意思でばつさり解雇されていく、このような感じを受けるわけであります。あすの生活の不安を余儀なくされておるというふうな感じを受けるわけでございますが、実に不安定な状況下に置かれておる駐留軍の従業員、また家族、それらの方々の気持ちを察して、今後駐留軍の仕事の方向、つまり見通しです、それとそれに並行してどのような方策が政府として考えられているかといふことですが、同じような質問かもしれませんが、お願いいたします。

○小幡政府委員 整理は、昔に比較すれば非常に少なくなつてはいますが、やはり若干の整理があることは事実でございます。われわれとしましては、できるだけ前広にその整理の内定を知つて、伝えるべきものは組合に伝え、そうして、十分準備をした上でできるだけ整理を減らすことが第一でございます。整理を減らすためには職場の配置転換等もやつておりますが、それによりまして、やむなく整理が出るという場合には、できるだけ前広に処理しまして、それに対して順序を立てて、整理の期日を折衝して、いろいろ労働者の都合のいい時期に整理をしてもらふようなことも、場合によつては折衝したこともございます。そういうことをしまして、やむを得ず整理の段階に至ります場合には、ただいま提案されております法律そのものによりまして処理するようになります。し、あるいは離職対策といふようなことを、それに補つてやつていきたいというふうなことを考えております。

○大橋(敏)委員 いままで職業訓練の手当とか、あるいは移転資金とか、それぞれ一応の措置はとられてきたやうでありますけれども、実際に実例が示しますやうに、ある意味からいってまだ形式的な気がするのであります。とにかくこの際実情に合った対策を考えてもらひたい。現在働いておる駐留軍関係者の生活の真の安定を考えた対策でなければならぬ、このように強く要望いたします。私の質問を終わります。

○川野委員長 これにて、本案に対する質疑は終局いたしました。

○川野委員長 次に本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長 次会は、明日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

社会労働委員会議録第十一号正誤				
ペ少	段行	誤	正	
二	三	七	ということにお	わして
三	一	木三	想定	想定
五	五	九	八	一
五	四	四	八	一
六	一	五	でなければ	でもなければ
社会労働委員会議録第十三号中正誤				
ペ少	段行	誤	正	
四	一	二	実には	実には
四	三	三	五	一
三	三	六	一	五
社会労働委員会議録第十四号中正誤				
ペ少	段行	誤	正	
七	四	三	少数意見	多数意見
九	二	末	四	後
社会労働委員会議録第十五号中正誤				
ペ少	段行	誤	正	
四	一	三	特別給	「特別給